

三朝町建設工事簡易型総合評価入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨に則り、価格と品質が総合的に優れた内容の請負契約にするため、三朝町が発注する建設工事に係る簡易型総合評価入札の実施に関する事務の取扱いについて、法令及び他の要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において簡易型総合評価方式とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札のうち、第5条に定めるところにより落札者を決定する方法をいう。

2 簡易型総合評価入札とは、簡易型総合評価方式による指名競争入札をいう。

(適用対象工事)

第3条 この要領は、次に掲げる工事を発注する場合に適用する。

- (1) 高度な技術を要さず、かつ技術的な工夫の余地が小さいと認められる一般的な工事
- (2) 前号のほか、簡易型総合評価方式に適合すると町長が認めた工事

2 前項各号に掲げる工事は、業者指名審査会(以下「指名審査会」という。)において簡易型総合評価方式での発注を検討し、適当と認められる工事の中から町長が選定するものとする。

(学識経験を有する者の意見聴取)

第4条 町長は、簡易型総合評価入札を実施するに当たり、次に掲げる場合において地方自治法施行規則(昭和22年内務省令29号)第12条の4の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき。
- (2) 落札者を決定しようとするとき。(政令第167条第10の2第5項により意見を聴いた場合において、改めて意見を聴く必要がないとの意見が述べられたときを除く。)

(落札予定者の決定方法)

第5条 第3条に規定する適用対象工事(以下「入札工事」という。)に係る予定価格の範囲内の価格(最低制限価格以上のものに限る。)をもって有効な入札をした者が提示した入札書及び提出資料に基づき、当該各入札参加者の第1号に掲げる項目を第2号に定める方法により採点評価し、その点数が最高の者を落札予定者とする。

(1) 評価項目

- ア 入札書に記載された価格
- イ 技術評価項目(別表)に記載された事項の評価点数

(2) 評価方法

次の算式により算定した評価点数によるものとする。

$$\text{入札評価値} \times 80 + \text{技術評価値} \times 20$$

注1 入札評価値とは、最低入札価格を、その入札参加者が提示した入札金額で除して得た数値(小数点以下第3位未満の端数は、切り捨てる。)をいう。

注2 技術評価値とは、技術評価項目(別表)に記載された評価項目の区分によ

り、その入札参加者が提出した資料に基づき得られた配点の合計を、技術評価項目の合計点数の最高のもので点数で除して得た数値(小数点以下第3位未満の端数は、切り捨てる。)をいう。

- 2 前項の規定により評価された評価点数の最高点数獲得者が複数あったときは、当該入札書において最低の価格を提示した者を落札予定者とする。この場合において、入札金額も同一の場合はくじにより落札予定者を決定する。

(書類の提出)

第6条 入札参加者は、指定された日時までに技術評価項目調書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(入札、開札及び落札者の決定)

第7条 簡便型総合評価入札は、紙入札の方式で行う。

- 2 入札執行者は、簡便型総合評価入札において入札書を改札したときは、当該入札書及び前条の規定により提出されていた調書に基づき、直ちにそれらの内容及び評価並びに落札予定者を記載した一覧表(様式第2号)を作成するものとする。
- 3 入札執行者は、前項の規定により作成した一覧表の評価点数を入札参加者に公表し、評価点数の最も高い者(同点の場合は、くじ引きにより決定する。)を落札予定者として当該入札を終了する。
- 4 入札執行者は、当該一覧表を、速やかに指名審査会及び学識経験者に送付し、その是非について意見を聴くものとする。
- 5 指名審査会及び学識経験者は、原則として送付された一覧表にその是非を記載し返送することにより回答するものとし、その回答は、当該一覧表を送付した日から3日後の日(三朝町の休日定める条例(平成元年三朝町条例第24号)第1条第1項に規定する休日は算入しない。)を期限とし、その間において回答されたもののみを有効とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により回答が困難な場合は、電話等による回答を記録した文書をもって有効な回答とすることができる。
- 7 入札執行者は、前2項の規定による有効とされる回答を踏まえ、次に定めるところにより取り扱うものとする。
 - (1) 当該回答の過半数が一覧表に記載された落札予定者に落札決定することを是とするものであるときは、当該落札予定者に落札決定を行う。
 - (2) 当該回答の過半数が一覧表に記載された落札予定者に落札決定することを非とするものであるとき、当該回答において是とするものと非とするものが同数のとき、及び当該回答が必要数の回答に満たないときは、指名審査会と学識経験者とで対応を協議する。

(入札結果の公表)

第8条 簡便型総合評価入札結果の公表は、三朝町のホームページ上に公表する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月7日から施行する。

別表（技術評価項目）（第5条関係）

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種・類似工事の 施工実績	過去3年間の同種・類似工事の施 工実績	国・県・市町村で実績あり	20
		受注実績なし	0
工事成績	過去5年間(土木、アスファルトは 3年)の鳥取県発注工事の工事成績 評定点の平均点	80点以上	60
		70点以上 80点未満	40
		70点未満	20
安全管理	1年以内に事故の発生が認められ るか	事故なし	10
		事故あり	0
営業拠点の所在 地	営業拠点の有無	町内に本社あり	10
		なし	0
雇用の状況	三朝町民の正規雇用者数 (3ヶ月以上の継続雇用)	10人以上	20
		5人以上 10人未満	15
		1人以上 5人未満	10
		なし	0
地域社会への貢 献度	三朝町との防災協定締結の有無	防災協定あり	15
		防災協定なし	0
	過去2年以内除草作業等ボランテ ィア活動の有無	実績あり	15
		実績なし	0

※ 全ての項目で最高点であった場合 150点(満点)

※ ボランティア活動は、町道及び町内公共施設における活動とする。

様式第1号（第6条関係）

技術評価項目調書

この調書に記載したことは、事実と相違ないことを誓約し提出します。

商号又は名称 _____

代表者名 _____

評価項目	詳細内容				
類似同種工事の 施工実績(※1)	発注者		工事名		
	発注者		工事名		
工事成績(※2)	工種		平均点		
安全管理	1年以内の事故発生状況の有無				
営業拠点	本社	(住所)			
雇用状況(※3)	人				
地域社会への 貢献度	防災協定の締結状況	有・無	締結日		
		備考(※4)			
	過去2年以内除草等 のボランティア実績 (※5)	実施日		場所	
		実施日		場所	

※1 当該工事の契約書の写しを添付

※2 工事成績通知書の写しを添付(対象工事全て)

※3 三朝町民の正規雇用者(3ヶ月以上の継続雇用)の人数を記入し、雇用状況を確認できる名簿を添付

※4 防災協定の備考欄は団体締結(単独ではなく組合、協会等で締結)している場合にその団体名等を記入すること

※5 ボランティア実績については、実施報告書(任意様式)や実施状況写真等、実施状況が確認できるものを添付

